

障 発 0302 第 6 号
令 和 5 年 3 月 2 日

都道府県
各 障害保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）が一部改正されたことに伴い、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」（平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）別添「精神医療審査会運営マニュアル」を別添のとおり一部改正し、令和5年4月1日から適用することとしたので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 12 条に規定する精神医療審査会について（平成 12 年 3 月 28 日障第 209 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: right;">障 第 209 号 平成 12 年 3 月 28 日 一部改正 障 発 第 0329008 号 平成 14 年 3 月 29 日 一部改正 障 発 第 1222003 号 平成 18 年 12 月 22 日 一部改正 障 発 0124 第 5 号 平成 26 年 1 月 24 日 <u>一部改正 障 発 0302 第 6 号</u> <u>令和 5 年 3 月 2 日</u></p>	<p style="text-align: right;">障 第 209 号 平成 12 年 3 月 28 日 一部改正 障 発 第 0329008 号 平成 14 年 3 月 29 日 一部改正 障 発 第 1222003 号 平成 18 年 12 月 22 日 一部改正 障 発 0124 第 5 号 平成 26 年 1 月 24 日</p>
<p>都道府県知事 各 殿 指定都市市長 厚生省大臣官房障害保健福祉部長 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 12 条に規定する 精神医療審査会について</p>	<p>都道府県知事 各 殿 指定都市市長 厚生省大臣官房障害保健福祉部長 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 12 条に規定する 精神医療審査会について</p>

(略)

別 添

精神医療審査会マニュアル

I～IV (略)

V 退院等の請求の受理について

1 (略)

2 (1) (略)

(2) 都道府県知事の行う事前資料の準備

ア 都道府県知事は、当該患者に関する資料として、以下の書類のうち、請求受理の直近1年以内のものについては当該書類を合議体へ提出できるよう準備するものとする。

- ① 法第27条に基づく措置入院時の診断書
- ② 法第33条第7項に基づく届出
- ③ 法第38条の2に基づく定期の報告
- ④ 法第38条の4に基づく退院等の請求に関する資料
- ⑤ 当該患者の入院する精神科病院に対してなされた実地指導に関する資料（実地指導結果及び当該患者に関して診断がなされたときは当該診断結果を示す資料など）

イ 都道府県知事は、法第20条の規定による入院（任意入院）が行われる状態にないとの判定が適正に行われているか、法第33条第1項の同意が適正に行われているか、同条第7項に基づく届出が適正に行われているかなど手続的事項については、事前にチェックし、整理表を作成するなどにより、審査の便宜を図るもの

(略)

別 添

精神医療審査会マニュアル

I～IV (略)

V 退院等の請求の受理について

1 (略)

2 (1) (略)

(2) 都道府県知事の行う事前資料の準備

ア 都道府県知事は、当該患者に関する資料として、以下の書類のうち、請求受理の直近1年以内のものについては当該書類を合議体へ提出できるよう準備するものとする。

- ① 法第27条に基づく措置入院時の診断書
- ② 法第33条第4項に基づく届出
- ③ 法第38条の2に基づく定期の報告
- ④ 法第38条の4に基づく退院等の請求に関する資料
- ⑤ 当該患者の入院する精神科病院に対してなされた実地指導に関する資料（実地指導結果及び当該患者に関して診断がなされたときは当該診断結果を示す資料など）

イ 都道府県知事は、法第20条の規定による入院（任意入院）が行われる状態にないとの判定が適正に行われているか、法第33条第1項の同意が適正に行われているか、同条第4項に基づく届出が適正に行われているかなど手続的事項については、事前にチェックし、整理表を作成するなどにより、審査の便宜を図るもの

とする。

ウ また、同一人から同一趣旨の請求が多数ある場合や、家族等（精神保健福祉法第5条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。）のうち複数から同一趣旨の請求がある場合には、審査の円滑な運営ができるよう、事前に十分整理しておくものとする。

3～6 （略）

VI・VII （略）

とする。

ウ また、同一人から同一趣旨の請求が多数ある場合や、家族等（精神保健福祉法第33条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。）のうち複数から同一趣旨の請求がある場合には、審査の円滑な運営ができるよう、事前に十分整理しておくものとする。

3～6 （略）

VI・VII （略）